

2021年（令和3年）12月23日

お知らせ

資料提供先：浜田記者クラブ  
益田記者クラブ

たか っ が わ  
**高津川の伐採木を無償で配布します。**  
～薪やガーデニング、キノコの原木にいかがでしょうか～

概 要

国土交通省浜田河川国道事務所では、河川の改修や維持管理のため河川内の樹木伐採を行っています。この度、処分コストの縮減と木材資源の有効活用を目的に、当事務所で伐採した樹木を下記のとおり希望者に配布いたします。

記

- 配布（受付）期間：令和3年12月24日～ ※無くなり次第終了となります。
- 配布場所：島根県益田市高津1丁目6-1 高津川出張所
- 全体数量：雑木（ヤナギなど）150本程度  
（太さ7cm～15cm程度、長さ1m程度）
- 配布数量：一人当たり最大20本まで  
※希望者が少ない場合には、増量も可能です。  
【注意事項】現地での先着順です。予約制（申込み順）ではありません。
- 申込方法：配布開始後に別紙申請様式に記入して、高津川出張所に持参又は送付して下さい。（メール・FAX可）  
持参される際には、不在の場合もありますので事前に電話連絡をお願いします。

問い合わせ先：国土交通省 浜田河川国道事務所

副所長（河川） 大元 誠治

TEL 0855-22-2480（代表）

URL <http://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/>

【担 当】高津川出張所長 有満 命

TEL 0856-22-0533

## 伐採木配布箇所図(高津地区)

■配布場所: 島根県益田市高津1丁目6-1 高津川出張所



出典: 国土地理院「地理院地図(電子国土Web)」  
加工: 浜田河川国道事務所



配布箇所写真

# 伐採木等引取申請書

申請日 令和 年 月 日

国土交通省 浜田河川国道事務所長 殿

申請者氏名 : \_\_\_\_\_

浜田河川国道事務所の維持管理等で発生した伐採木等について、下記の注意事項に同意し、当方で引き取りたく申請します。

1. 引き取り予定年月日 令和 年 月 日
2. 引き取り数量（目安） 伐採木 本、チップ材 袋、刈草 袋、  
その他（ ）
3. 伐採木等の使用目的 薪・茸類のほだ木・インテリア、草抑え、肥料  
その他（ ）
4. 申請者の連絡先 住所 : \_\_\_\_\_  
電話番号 : \_\_\_\_\_  
※ 電話は日中に連絡が付き電話番号でお願いします。
5. 引き取りに使用する車両（番号） \_\_\_\_\_

## 6. 注意事項

- ① 伐採木等の積込み・運搬等は申請者にて行って下さい。
- ② 伐採木等の運搬時には必ず交通ルールを守って下さい。
- ③ 伐採木等は必ず申請者が利用し、転売・営利目的で使用しないで下さい。
- ④ 伐採木等の利用は、個人の責任により使用して下さい。
- ⑤ 引き取り後の伐採木等は返却できません。また、違法行為（不法投棄等）がないように、適切に管理して下さい。
- ⑥ 積込・運搬時や配布場所、並びに提供後の使用において発生した事故等に関して、国土交通省に対して一切の責任を求めないことを誓約します。
- ⑦ 本申請書は予約ではありません。配布は配布場所での先着順となりますので、在庫が無い場合もあります。予めご了承下さい。

## 7. 個人情報の保護

上記申請で得た個人情報は、伐採木等の適正な管理のために必要とするものであり、取り扱いについては個人情報保護法の趣旨に則り、適正に管理させていただきます。

## 8. 申請及び問い合わせ先

〒698-0041 島根県益田市高津1丁目6-1

国土交通省 浜田河川国道事務所 高津川出張所

受付時間：9：00～17：00（平日） ※土、日、祝日を除く。

電 話：0856-22-0533

※ 本申請の提出により、配布対象の伐採木等に限り、河川法第25条について許可する。